

既裁定年金の引き下げ

一橋大学教授 高山憲之

財務省や日本経団連等は、最近あいついで既裁定年金の引き下げを求めるようになった。従来の年金改革では、既に年金を受給している人の給付（既裁定年金）は最大限に尊重され、その引き下げは考えられなかった。

既裁定年金の引き下げがこれまで提案されなかったことには、それなりの理由がある。年老いて年金受給者となっている人にとって人生を再設計することは、まず不可能に近い。また財産権侵害とならないかという問題もある。さらに、その引き下げは「福祉切り捨て」「高齢者いじめ」等のスローガンの下、激しい政治的抵抗に直面せざるをえない。

ただ、デフレ進行下で年金給付のスライド減額が大きな摩擦もなく 2003 年 4 月より実施されている。給付の実質価値は維持されるものの、既裁定年金の名目額は引き下げられた。ルビコン川はすでに渡ってしまったのである。

既裁定年金引き下げ論の根拠は何か。それは、低額の保険料負担で高額の高額年金給付をこれまで約束してきたことにある。その約束を履行するのに必要な負担は将来世代に先送りされてきた。負担の先送りが若者の年金不信、年金離れを引き起こしている。

年金財政を恒久的に安定化させるためには負担の先送りを止める必要がある。そのためには、低額の保険料負担で高額の高額年金給付を享受している現在の年金受給者にも譲るべきところを譲ってもらわざるをえない。

給付引き下げ論の論理は上述のように筋道が通っている。問題はそれをいかに具体化するかにある。介護保険料の天引きやスライド減額はその第一歩であった。その延長線上には公的年金等控除の縮小（給付課税の強化）や健康保険料の天引きが待っている。

財務省や財界の狙いは年金における国庫負担増の圧縮にあると考えて大過ない。税金は保険料とは異なる。財源が異なれば給付も異なってよい。税金で賄うべき年金給付とは何か。仮に国庫負担が「高齢者の生活支援」という政策補助金の性格を有する場合、状況次第で政策補助金のあり方を変えても財産権の侵害とはならない。そもそも経済的に最も恵まれている日本経団連の役員にまで国庫負担付きの年金給付を支払う必要はない。基礎年金給付の 3 分の 1 を一律に税金で負担している現行制度は改める余地がある。

経済的に恵まれている高齢者をどう特定化するのか。行政費用の少ない方法を日本で搜すとすれば、所得税を納税している年金受給者について国庫負担分（基礎年金の 3 分の 1）の一部または全部を翌年の所得税申告時に特別に払い戻すことを、手始めに検討したらどうか。カナダのクローバック制度はこの意味で参考になる。